

令和8年度狩猟者登録事務実施要領

山形県置賜総合支庁

1 集中登録の期日・場所

対 象	期 日	時 間	場 所	登録者の住所
米沢支部	10/6 (火)	11:00～12:00	置賜総合支庁本庁舎 2階講堂 (米沢市金池 7-1-50)	米沢市、川西町
東南置賜地域 在住者		10:30～11:00		米沢市、南陽市、高畠町、 川西町
赤湯支部	10/9 (金)	10:00～12:00	南陽市クレー射撃場 会議室 (南陽市新田 5-2)	南陽市、高畠町
西おきたま 支部	10/2 (金)	10:00～11:30	置賜総合支庁 西置賜地域振興局 5 階講堂 (長井市高野町 2-3-1)	長井市、白鷹町、飯豊町
西置賜地域 在住者		9:30～10:00		長井市、小国町、白鷹町、 飯豊町
小国支部	10/7 (水)	10:00～12:00	白い森ショッピングセン ターアスモ 多目的ホー ル (小国町大字小国町 163)	小国町

2 提出書類

(1) 狩猟者登録申請書 (登録する種別ごとに必要)

※申請書は総合支庁 本庁舎・西置賜地域振興局で配布。(猟友会員は猟友会から配布。)

(2) 写真 (3.0cm × 2.4cm)

※登録証貼付用の写真1枚を準備ください。

※写真は申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの。(裏面に氏名と撮影年月日を記入すること。また狩猟免許に「眼鏡等使用」と記載がある場合は、眼鏡等を着用して撮影すること。)

(3) 狩猟事故共済保険契約者証、損害保険契約(3,000万円以上)の被保険者であることを証する書類、または前記に準ずる資力信用を証する書類 (原本の提示 又は コピーの添付)

(4) 銃砲所持許可証 (原本の提示 又は 顔写真のページのコピーの添付)

※第一種又は第二種銃猟を登録する者のみ

(5) 狩猟免許 (原本の提示 又は コピーの添付)

(6) 狩猟税減免関係書類 (該当者のみ)

① 県民税の所得割を納付することを要しない方

・ 県民税の所得割を納付することを要しない旨の市町村長の証明書 (狩猟用) **必ず原本を添付**

※ただし、同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者で農林水産業に従事している者にあつては、市町村長の証明書と農林水産業に従事していることを明らかにした書面。

② 有害鳥獣捕獲従事者の方 (指定管理鳥獣等捕獲事業の従事者を含む)

・ 過去1年以内に有害鳥獣捕獲に従事したことを確認できる書類 **コピーを添付**

※従事者証の写しに参加した年月日と活動内容を手書きしたものなど。

③ 対象鳥獣捕獲員の方

・ 対象鳥獣捕獲員であることを証する証明書

※市町村長が交付する対象鳥獣捕獲員であることを証する証明書

④ 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者の方

・ 認定鳥獣捕獲等事業者の認定証の写し

・ 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であることを証する証明書

・ 登録申請前1年以内に県内における捕獲に関し交付された従事者証の写し

・ 委託期間に登録申請前1年以内の日が含まれる委託契約書の写し

3 登録手数料（1,800円 県証紙または電子収納）（登録する種別ごとに必要）

（県証紙）県証紙を申請書の県証紙貼付欄に過不足なく貼付してください。

（電子収納）「やまがたe申請」より納付してください。コード決済（PayPay, d払い、au PAY）クレジットカード（Visa, Mastercard, JCB, American Express, Diners Club）

- ① [申請者] QRコードを読み取り、必要事項を入力し申請する。
- ② [環境課] 申請内容を確認し、受付入力を行う。（申請者にメール送信）
- ③ [申請者] 受付完了メールから支払い手続きを行う。

【置賜】



※受付完了メールは確認作業のため届くまで時間を要します。余裕をもってお手続きください。なお、お急ぎの場合は環境課担当までお電話ください。

4 狩 獵 税（現金）

種別	I 通常登録	II 有害鳥獣捕獲従事者	III 対象鳥獣捕獲員及び 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者
第1種銃猟	16,500円 〔11,000円〕	8,200円 〔5,500円〕	課税免除 (※3の県証紙1,800円は必要)
わな猟・網猟 (それぞれ)	8,200円 〔5,500円〕	4,100円 〔2,700円〕	課税免除 (※3の県証紙1,800円は必要)
第2種銃猟	5,500円	2,700円	課税免除 (※3の県証紙1,800円は必要)

〔 〕内の税額は当該年度の県民税の所得割を納付することを要しない者のうち、次のいずれかに該当する者に適用

(1) 同一生計配偶者又は扶養親族に該当しない者

(2) 同一生計配偶者又は扶養親族に該当し、かつ農林水産業に従事している者

(3) 当該年度の県民税の所得割の納付を要しない者の同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者

※(1)から(3)に該当する者として狩猟税の軽減を受ける場合、「2 提出書類」の(6)①の証明書の提出が必要となります。

※小国町会場では、狩猟税の納付はできませんので西置賜会場等において納付してください。

5 その他

(1) 有害鳥獣捕獲への従事について

有害鳥獣捕獲に従事するためには、直近の猟期において、使用する猟法の狩猟者登録を受ける必要があります、原則、狩猟者登録を受けないと有害鳥獣捕獲には従事できないので注意すること。

(2) 集中登録の期間以外の狩猟者登録等の手続き（随時登録）について

ア 狩猟者登録は、上記1の集中登録の期間後の狩猟期間内にも、置賜総合支庁環境課（以下「環境課」という）において、随時受け付けるが、担当者が不在となる場合があるので、来庁前に電話等で連絡を入れること。

イ 環境課で狩猟者登録の審査終了後、置賜総合支庁税務課において、狩猟税の納付手続きを行うこと。

ウ 狩猟者登録証、狩猟者記章等の交付は、狩猟税納付後に環境課において行う。

<問合せ先>

○狩猟者登録に関すること

〒992-0012 米沢市金池7-1-50 置賜総合支庁4階

置賜総合支庁環境課 自然環境担当 齋藤、川又 TEL 0238-26-6035

○狩猟税に関すること

〒992-0012 米沢市金池7-1-50 置賜総合支庁1階

置賜総合支庁税務課 課税第一担当 TEL 0238-26-6014